# 財産形成期日指定定期預金規定



2019年12月現在

### 1. (預入れの方法等)

- (1) 財産形成期日指定定期預金(以下「この預金」といいます。)の預入れは1口100円以上とし、年1回以上定期に事業主が預金者の給与から天引して預入れるものとします。
- (2) この預金には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金については、通帳の発行にかえ、財産形成期日指定定期預金契約の証(以下「契約の証」といいます。)を発行するとともに、預入れの残高を6か月に1回以上通知します。

#### 2. (預金の種類・期間・継続の方法等)

- (1) この預金は、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする1口ごとの期日指定定期預金として預入れるものとします。
- (2) この預金(後記6.による一部解約後の残りの預金を含みます。)は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (3) 継続された預金についても前記(2)と同様とします。
- (4) 継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)の前日までに、その旨を申出てください。

## 3. (預金の支払時期等)

この預金は、次に定める満期日以後に支払います。

① 満期日は据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。

満期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに、通知を必要とします。

なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。

- ② 満期日は、前記①に準じて、この口座の預金残高の全部または一部に相当する金額について指定することができます。
- ③ 前記①または②による満期日の指定がない場合は最長預入期限を満期日とします。
- ④ 前記①または②により定められた満期日以後に解約されないまま1か月を経過をするか、またはその間に最長預入期限が到来したときは、前記①または②による満期日の指定がなかったものとし、引続き最長預入期限に自動継続として取扱います。

## 4. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日(継続するときは最長預入期限)の前日までの期間について預入日現在における店頭掲示の預金利率表記載の次の利率を用いて、1年複利の方法で計算します。
  - ① 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合……1年定期預金利率
  - ② 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合……2年定期預金利率
- (2) この預金の全部または一部について満期日を指定した場合の前記(1)の利息(継続を停止した場合の利息を含みます。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。この場合の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について、次の利率によって計算します。
  - ① 解約の場合……解約日における普通預金利率(金額階層別金利の場合には下限の利率。)
  - ② 書替継続の場合……書替継続後の定期預金利率
- (3) 継続された預金の利息についても前記(1)および(2)と同様の方法によります。ただし、利息は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は変更日以後に継続される預金から適用します。
- (4) 当金庫がやむを得ないものと認めて満期日前に解約する場合、および後記6.(4)の規定により解約する場合、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの期間につい

て預入日現在における店頭掲示の預金利率表記載の期限前解約利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(5) この預金の付利単位は 100 円とします。

#### 5. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、後記6.(4)①、②のアからカおよび③のアからオのいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記6.(4)①、②のアからカまたは③のアからオの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

### 6. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印して契約の証とともに当店へ提出してください。
- (2) この預金は、解約する預金を指定せずに、預金残高の合計額の一部に相当する金額を1万円以上の金額で払戻請求することができます。

この場合、1口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで、預入日(最後の継続日)から解約日迄の日数が多いものから順にこの預金を解約します。

- (3) 前記(2)の順序で、最後に解約することになった預金については、次により解約します。
  - ① その預金が据置期間中の場合、またはその預金の金額が1万円未満の場合は、その預金全額。
  - ② その預金が据置期間経過後で、その預金の金額が1万円以上の場合は、次の金額。
    - ア. その預金にかかる払戻請求額が1万円未満の場合は、1万円。
    - イ. その預金にかかる払戻請求額が1万円以上の場合は、その払戻請求額。ただし、差引いた残額が100円未満の場合はその預金全額。
- (4) 次の①から③までの一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
  - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ② 預金者が、次のアからカまでのいずれかに該当したことが判明した場合
    - ア. 暴力団
    - イ. 暴力団員
    - ウ. 暴力団準構成員
    - 工. 暴力団関係企業
    - オ. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
    - カ. その他前アからオに準ずる者
  - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のアからオまでのいずれかに該当する行為をした場合
    - ア. 暴力的な要求行為
    - イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - ウ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - エ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
    - オ. その他前アからエに準ずる行為

この預金には、本規定のほか「財産形成預金共通規定」が適用されるものとします。

以上